

国民年金任意加入

被保険者現況届について

サラリーマンの奥さん

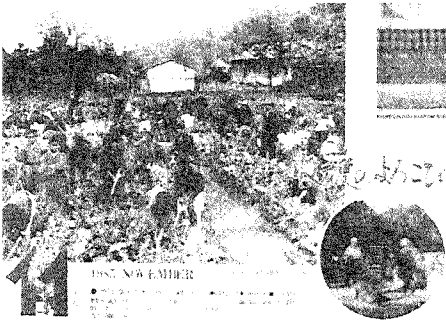
の手続き

一、厚生年金に任意加入している人の配偶者が第三号被保険者として取り扱われるためには、市役所に届け出て確認を受ける必要があります。

この届け出の手続きを忘れると、ひき続き保険料を納めることになったり将来、年金を受けられなくなったりしますので、十分注意して下さい。

このため社会保険庁では、昭和六十一年四月からの実施

今月のふるさとカレンダー



入により生計を維持していること。具体的には、健康保険の被扶養者になっているような場合をいいます。

●届出のしかた

一、夫の会社で確認してもらった場合

社会保険庁から送られてきた届書の用紙に必要な事項を記入し、夫の勤務先で確認を受けたうえで、市役所市民課の国民年金担当窓口へ提出します。(郵便でかまいません)なお勤務先により会社で、一括して社会保険事務所へ提出することがありますので勤務先に相談して下さい。

●今回届け出をする人

次のイ、ロ、ハのいずれにもあてはまる人です。

イ、夫が厚生年金または船員保険の加入者であること。

ロ、夫が大正十年四月二日以後に生まれた人であること。

ハ、本人が、主として夫の収

▽十一月の写真説明

収穫のよろこび……大正七年頃の谷村尋常高等小学校(現谷一小)高等科の学校園実習で大根を収穫している風景です。先生も生徒もカメラに向

いているので記念撮影したものでしょうか。この時代は、実習授業が多くとり入れられ、収穫のよろこび、食料の尊さを教えたようです。現在でも、各小学校で近くの休耕田などを借り、田や畑でもち米やと

うもろこしなどを作り収穫のよろこびを子供たちに教えています。

写真の学校園は、明治三十九年に現在の校舎裏側、富士急行線から桂川崖にかけてありました。当時としては、新しい品種の野菜(例・キチガイナス、トマト)などが作られました。

円内の写真は、いまでは見られなくなつた昔なつかしい唐箕(とうみ)を使つて作業しているものです。

夫の加入年金制度	市役所の窓口で持参する書類
厚生年金	1. 健康保険被保険者証 2. 夫の年金手帳(または厚生年金保険被保険者証)
船員保険	1. 船員保険被保険者証 2. 夫の年金手帳(または船員保険年金番号証)

市役所市民課の国民年金担当窓口へ提出します。

(直接市役所の窓口で確認を受けて下さい)

●届書の提出期限

昭和六十一年一月三十一日まで

●届け出後に被扶養配偶者でなくなつたとき

①届け出をした後で夫から扶養されなくなつたとき

(たとえば、奥さん自身が収入を得るようになったとき、離婚したときなど)、②夫が退職し厚生年金や船員保険の加入者でなくなつたとき、③夫が転職して加入年金制度が変わつたときは、かならずその旨を市役所に届け出て下さい。届け出がないと、将来の年金に不利益が生ずることもあります。

なお、今回届け出をした人は、その届け出の内容に変更

がなければ、昭和六十一年四月一日以後あらためて第三号被保険者の届け出をする必要はありません。

都留市自治会連合会

各地区連合自治会長会発足

地区連合自治会長決

- 上谷地区 田原自治会長
- 中谷地区 中村三郎
- 下谷地区 鷹之巢自治会長
安中益雄
- 開地地区 近藤正俊
- 三吉地区 法能自治会長
武井忠治
- 東桂地区 上夏狩自治会長
遠山能久
- 宝地区 下大幡自治会長
前田 誠
- 禾生地区 月見ヶ丘自治会長
渡辺高治郎
- 盛里地区 曾雌第二自治会長
小俣 環
- ◎市自治会連合会役員
会 長 田原自治会長
副会長 中村三郎
- 副会長 大津自治会長
大原 誠
- 副会長 法能自治会長
武井忠治
- 副会長 上夏狩自治会長
遠山能久